

令和6年度

業務委託仕様書

名称 路面電車軌道施設点検・保全業務（①総価）

特定の場合

その業者名 _____

業務名 路面電車軌道施設点検・保全業務 (①総価)

一金	業務委託料	_____	円也
	委託費	_____	円也
内訳	消費税等相当	_____	円也

業務説明

1. 業務の概要

(1) 軌道狂い測定	(本線：夜間)	1回
	(側線：昼間)	
(2) 分岐器狂い測定	(昼間)	1回
(3) レール点検	(昼間)	1回
(4) 分岐器点検整備	(本線及び構内)	2回
(5) 排水施設点検	(昼間)	1回
(6) 曲線部摩耗測定	(昼間)	1回
(7) 接続軌道ブロック点検	(昼間)	1回
(8) 現地調査点検	(昼間)	12回

2. 業務場所

- (1) 山鼻線 (すすきの～中央図書館前)
- (2) 一条線 (西4丁目～西15丁目)
- (3) 山鼻西線 (西15丁目～中央図書館前)
- (4) 都心線 (すすきの～西4丁目)
- (5) 電車事業所構内 (南21条西16丁目)

3. 業務履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4. 業務仕様書

- (1) 札幌市土木工事共通仕様書
- (2) 線路整備心得
- (3) 線路施設整備マニュアル
- (4) 線路施設検査マニュアル
- (5) 軌道敷内作業等事故防止マニュアル
- (6) 軌道施設修繕の手引き
- (7) その他別添の業務仕様書による。

業 務 仕 様 書

1. 業務の目的

本業務は、軌道全線の軌道狂い、摩耗等の調査、分岐器点検整備及び排水施設点検等を実施し、電車の安全走行の確保と乗り心地の向上を目的として、軌道の適正な維持管理を図るものである。

2. 業務の内容

点検項目	測定・点検項目	実施数量等	測定点検月
(1) 軌道狂い測定 (本線及び側線)	① 軌間及び水準(平面性)測定	本線17,810m 直線部5m間隔 側線948m 曲線部1m間隔	実施予定1回 実施日は 担当係員と 協議のうえ 決定するこ と
	② 距離測定	本線17,810m 側線948m	
	③ 高低・通り測定	本線17,810m 直線部5m間隔 側線948m 曲線部1m間隔	
	※直線部は機械測定、急曲線部は糸張(人力)にて測定。 機械で測定不可能な箇所は手計測で測定すること。		
(2) 分岐器狂い測定 (本線及び側線)	① 軌間及び水準(平面性)測定 バックゲージ測定	43組	実施予定2回 実施日は 担当係員と 協議のうえ 決定するこ と
	② 高低・通り測定	43組	
(3) レール点検 (本線及び側線)	① 継目落ち・亀裂点検 摩耗(波状) 損傷・腐食	本線17,810m 側線948m	実施予定1回 実施日は 担当係員と 協議のうえ 決定するこ と
	② 継ぎ目板取付状態点検	本線及び側線	
	③ レール締結状態点検	本線及び側線	
(4) 分岐器点検整備 (本線及び側線)	① 分岐器を分解し、各 부품の 点検と不良部品の交換	40組	実施予定2回 実施日は 担当係員と 協議のうえ 決定するこ と
	② 締結状態点検	43組	
	③ 本線の点検整備は夜間作業 (21時～6時) とする。		
(5) 排水施設点検 (本線全線)	① 溜桷、鋼製U字及び側溝・ 鉄蓋等の点検	105箇所	実施予定1回 実施日は 担当係員と 協議のうえ 決定するこ と
(6) 曲線部摩耗測定 (本線及び側線)	① 摩耗測定	本線765m 側線284m	実施予定1回 実施日は 担当係員と 協議のうえ 決定するこ と
(7) 接続軌道ブロック 点検	① 段違い、摩耗、鋼枠露出、 I Lブロック損傷等の状況	一般部 16箇所	
(8) 現地調査点検	① 軌道狂いが大きい箇所の追 加調査	12回	随時
	② 緊急を要する調査・点検		

※各業務には消耗品(ウエス・マイクロチェック・補充油等)を含んでいる。

3. 業務の履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4. 積算上の留意事項

本業務における労務単価は、以下の補正を考慮する。

(1) 昼間作業

労務費の補正は行わない。

(2) 夜間作業

【算定式】

設計労務単価 = $P \times 1.5$ P : 公共工事設計労務単価(昼間)

夜間作業時間帯については下記のとおりとする。

・ 拘束時間	= (21:00~6:00)	= 9 h
・ 休憩時間	= (23:00~24:00)	= 1 h
・ 夜間割増時間	= (21:00~23:00)+(0:00~6:00)	= 8 h
・ 作業時間	= 9時間 - 1時間	= 8 h

5. 仕様書等の遵守

本仕様書のほか、線路整備心得、線路施設整備マニュアル、線路施設検査マニュアル、軌道敷内作業等事故防止マニュアル、線路施設修繕の手引き、札幌市土木工事共通仕様書及び関係法令等を遵守すること。線路整備心得、線路施設整備マニュアル、線路施設検査マニュアル、軌道敷内事故防止マニュアル、線路施設修繕の手引きは電車事業所(札幌市中央区南21条西16丁目)にて閲覧可能である。札幌市土木工事共通仕様書は札幌市財政局工事監理室ホームページよりダウンロード可能である。

6. 線路整備心得等の改訂について

線路整備心得、線路施設整備マニュアル、線路施設検査マニュアルの改訂に伴い、検査項目、検査方法等に変更が生じた場合は、別途協議する。

7. 安全対策等

- (1) 現場での業務は、一般車両及び電車等の通行に十分注意するとともに、必要に応じて安全施設及び交通誘導警備員を適正に配置すること。作業に従事するものは安全チョッキを身につけること。また、電車の接近は交通誘導警備員による見張り及び運行ダイヤ等により確認し、作業時における安全を確保すること。
- (2) 業務により施設に損害を与えた場合は、速やかに原形に復旧するとともに当社に報告すること。
- (3) 保守点検時以外のポイント転換作業は行わないこと。
- (4) 業務中の事故等については、受託者の責において解決すること。
- (5) 受託者は、利用客等の誤解をまねかないよう言動に注意すること。
- (6) 受託者は、清潔な服装を着用し、利用客等に不快感を与えないよう配慮すること。
- (7) 業務従事者は、委託者発注業務の受託者であることを明確にするため、業務中は腕章を着用すること。

腕 章 例

路面電車軌道施設点検・保全業務責任者
会 社 名

路面電車軌道施設点検・保全業務員
会 社 名

8. 使用機器

本業務にて使用する測定機器については、委託者担当係員の承諾を得ること。

9. 支給品等の管理

支給品等の提供を受けた場合は、十分注意して管理または使用すること。

なお、点検に必要な消耗品等は基本的に受託者の負担とする。

10. 業務従事者の資格

業務従事者のうち1名以上は、軌道工事の経験を有する者とする。

11. 業務主任の選任

- (1) 業務履行にあたっては、その業務に精通した責任者を業務主任として配置すること。
- (2) 業務主任は、輸送の安全確保に努めるとともに、その業務に係る技術、労務、工程及び安全の管理並びに作業場の風紀維持の管理業務を行うこと。
- (3) 業務主任は、当該業務に係る判断力及び作業の指導等の総合的な能力を有するものを配置すること。
- (4) 業務主任は、業務実施上発生する諸問題等に即対応できるものとし、不在の場合の代理人を予め届けておくこと。
- (5) 業務主任は、業務の進捗状況等を適時担当係員に報告すること。
- (6) 業務主任は、業務の中で補助者を定め、各部門の作業内容を常時把握させるとともに作業改善に努めなければならない。
- (7) 業務主任経歴書には、経歴及び雇用関係を証明する書類を添付すること。
- (8) 業務主任は、(一社)日本鉄道施設協会の軌道工事管理者(在来線)を有する者とする。

12. 作業素質検査(クレペリン)について

- (1) 次に該当する者は、業務着手前に委託者が実施する作業素質検査を受けること。
 - ア 業務主任
 - イ 業務主任以外で作業の指揮監督を行う業務員
 - ウ 単独で線路施設の保守を行う業務員
 - エ 委託者が必要と認めた業務員
- (2) 上記の者のうち次の項目に該当する者は、業務着手前の作業素質検査を免除する。
 - ア 委託者が実施する作業素質検査を、3年以内に受け合格した者。
 - イ 札幌市交通局の定める作業素質検査を受け合格し、その証明となる書類を提出した者。
なお、本業務履行期間中に認定者の資格を喪失し、新たに認定者の資格を取得した場合は、取得後にその証明となる書類を提出すること。

- (3) 提出書類の業務員名簿に記載される業務員は、1年以内に実施した教育考査により、各業務員が当業務に関する知識を保有していることを確認した者でなければならないものとする。

ただし、直接作業を実施しない交通誘導警備員等は除くものとする。

- (4) 教育考査は委託者の指導により、受託者が行うこととするが、委託者の承認を得た内容で実施すること。

また、採点后、業務員全員の答案用紙を委託者に提出すること。

なお、特殊作業における場合等、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

13. 提出書類

- (1) 業務着手届 業務主任経歴書を添付
(2) 業務計画書 札幌市土木工事共通仕様書1-1-1-6 施工計画書に準じたもの
(3) 作業日誌 作業日毎
(4) 業務完了届
(5) 支給品受領書・返納書
(6) 各測定及び点検結果（2部）
(7) 業務報告書（2部） 測定点検に基づく考察記録（緊急度等）を含む
(8) 不良箇所等の状況写真（2部）
(9) 業務従事者名簿

氏名、年令、経歴を確認できるものを添付すること。

- (10) 技術基準・実施基準等の周知結果報告書
(11) その他委託者担当係員が必要と認めたもの
(12) 現場発生品調書

14. 安全管理規程の遵守及び運輸安全管理の徹底について

- (1) 受託者は安全第一の意識を持って、札幌市交通事業振興公社軌道運送事業安全管理規程で定める事項を遵守するとともに、輸送の安全を確保するため社内体制を整備のうえ、業務従事者にはこれを徹底させること。
(2) 受託者は、委託者の輸送事業に係る安全管理体制に積極的に協力をするとともに、輸送の安全を確保するため、委託者との密接な連携を図ること。

15. 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

16. 関係法令等の周知徹底について

- (1) 軌道建設規定・軌道運転規則・整備心得・整備マニュアル・検査マニュアル・軌道施設修繕の手引き・軌道敷内事故防止マニュアル等の周知について管理者（現場管理者含む）、検査実施者（補助者除く）の全員に、軌道建設規定・軌道運転規則・整備心得・整備マニュアル・検査マニュアル・軌道施設修繕の手引き・軌道敷内事故防止マニュアル等の関係

法令等を周知するものとする。また、一部を外部に委託（再委託）する場合も、委託先の管理者（現場管理者含む）、検査実施者（補助者除く）の全員に同様の周知をさせること。

(2) 周知記録「技術基準・実施基準等の周知結果報告書」の提出について

周知の実施後は、会社名、契約件名、対象者の氏名及び役割（管理者、設計者、検査実施者）を明記し、日時・場所と具体的な周知内容、周知方法を記載した記録「技術基準・実施基準等の周知結果報告書」を作成し、委託者に速やかに提出すること。

また、再委託先の周知結果の報告についても、同様とする。

(3) 業務に関して作成した記録は、受託者において保管（再受託先を含む）すること。

(4) 周知の実施時期については、対象者がその業務を実施する前に行うこと。

17. 個人情報の提供の制限について

(1) 受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(2) 受託者は、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を、第三者に委託又は請け負わせてはならない。

(3) 受託者は、個人情報の複写及び複製を行ってはならない。

(4) 受託者は、受託業務を履行するために公社から引き渡された個人情報及び受託業務履行のために自ら収集した個人情報をその目的の範囲内において使用しなければならない。

(5) 受託者は、受託した業務で収集・使用した個人情報は、業務終了後に委託者に返還しなければならない。ただし、委託者から廃棄の指示があった場合は、速やかに廃棄しなければならない。

(6) 受託者は、受託した業務で使用している個人情報の紛失等の事故が発生した場合は、速やかに委託者に報告し、最善の方策を講じなければならない。

(7) 受託者は、契約書等の各条項に違反したときは、契約解除等をするものとし、委託者が被った損害については賠償しなければならない。

18. 業務代金の支払い

業務完了後に一括払いとする。支払い手続きは、受託者が全作業完了後に完了届を提出し、委託者が行う完了検査に合格した後に行う。

19. その他

仕様書に定めがない事項または疑義が生じた場合は、委託者担当係員と協議すること。

業務着手届

令和 年 月 日

一般財団法人札幌市交通事業振興公社

理事長 藤井 透 様

受託者 住 所
会社名
代表者

印

業務名 _____

上記業務は、令和 年 月 日に着手したのでお届けします。

業務主任経歴書

業務名 _____

業務主任（氏名） _____（ _____ 歳）

1 職歴、法令による免許、資格

取得年月日	免許・資格

2 最近の主な業務経歴

履行期間	業務内容	発注者

上記のとおり相違ありません。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

受託者 住所
 会社名
 代表者

印

業務完了届

令和 年 月 日

一般財団法人札幌市交通事業振興公社
理事長 藤井 透 様

住所
受託者 会社名
代表者名 印

業務名 _____

上記業務は、令和 年 月 日に完了いたしましたのでお届けします。

受付	令和 年 月 日			完了を確認した職員 (氏名) 印
課長	係長	主任	係	この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、 令和 年 月 日に検査を実施してよろしい でしょうか。 検査員
課長	係長	主任	係	業務完了検査報告書 令和 年 月 日 検査員 印 立会人 印
上記業務の検査結果は、次のとおりであったので報告いたします。				
契約金額	円(税込)		契約年月日	令和 年 月 日
着手年月日	令和 年 月 日		完了年月日	令和 年 月 日
検査年月日	令和 年 月 日		検査結果	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格
備考				

業務委託費内訳書

工種 / 種別 / 細別	単位	数量	単価	金額	摘要
業務価格					
軌道施設点検・保全	式	1			第1号内訳書
安全費(交通誘導警備員)	式	1			第2号内訳書
直接業務費計					
共通仮設費	式	1			
純業務費					
現場管理費	式	1			
業務原価					
一般管理費	式	1			
業務価格					
消費税等相当額 10.00%	式	1			
業務委託費					

軌道施設点検・保全内訳書

一金 _____ 円

第 1 号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軌道狂い測定	本線: 夜間	回	1			単価算出調書 No.1
	側線: 昼間					
分岐器狂い測定	昼間	回	1			単価算出調書 No.2
レール点検	昼間	回	1			単価算出調書 No.3
分岐器点検整備	本線及び構内	回	2			単価算出調書 No.4
排水施設点検	昼間	回	1			単価算出調書 No.5
曲線部摩耗測定	昼間	回	1			単価算出調書 No.6
接続軌道 ブロック点検	昼間	回	1			単価算出調書 No.7
現地調査点検	昼間	回	12			単価算出調書 No.8
合計						

一 次 単 価 算 出 調 書

番号	細 目	単 位	単 価	算 出 の 基 礎	摘 要
1	軌道狂い測定	回	円	技師B(夜間) 3 人 × 円 = 円	当社制定策定歩掛
				軌道工(夜間) 6 人 × 円 = 円	
				普通作業員(夜間) 6 人 × 円 = 円	
				技師B(昼間) 2 人 × 円 = 円	
				軌道工(昼間) 4 人 × 円 = 円	
				普通作業員(昼間) 6 人 × 円 = 円	
				主任技師(昼間) 0.5 人 × 円 = 円	
				技師C(昼間) 8 人 × 円 = 円	
				端数処理 1 式 円	
				計 円	
2	分岐器狂い測定	回	円	分岐器軌道狂い測定 29 組 × 円 = 円	二次単算 No.1
				分岐器軌道狂い測定(構内) 14 組 × 円 = 円	二次単算 No.1
				端数処理 1 式 円	
				計 円	
3	レール点検	回	円	レール点検 18.70 km × 円 = 円	二次単算 No.2
				レール点検(交差点) 38 箇所 × 円 = 円	二次単算 No.3
				端数処理 1 式 円	
				計 円	
4	分岐器点検整備	回	円	分岐器点検整備 26 組 × 円 = 円	二次単算 No.4
				分岐器点検整備(構内) 14 組 × 円 = 円	二次単算 No.4
				端数処理 1 式 円	
				計 円	
5	排水施設点検	回	円	排水施設点検 105 箇所 × 円 = 円	二次単算 No.5
				端数処理 1 式 円	
				計 円	
6	曲線部摩耗測定	回	円	曲線部摩耗測定 1049 m × 円 = 円	二次単算 No.6
				端数処理 1 式 円	
				計 円	
7	連接軌道ブロック点検	回	円	連接軌道ブロック点検 16 箇所 × 円 = 円	二次単算 No.7
				端数処理 1 式 円	
				計 円	
8	(昼間) 現地調査点検	回	円	普通作業員 0.2 人 × 円 = 円	当社制定策定歩掛
				軌道工 0.1 人 × 円 = 円	
				端数処理 1 式 円	
				計 円	

二次単価算出調書

番号	細目	単位	単価	算出の基礎			摘要	
1	(昼間) 分岐器軌道狂い測定	組	円	普通作業員	0.2 人 ×	円 =	円	当社制定策定歩掛 労務費×2%
				軌道工	0.1 人 ×	円 =	円	
				諸雑費(率+まるめ)		円	円	
				計			円	
2	(昼間) レール点検	km	円	普通作業員	0.6 人 ×	円 =	円	当社制定策定歩掛 労務費×2%
				軌道工	0.3 人 ×	円 =	円	
				諸雑費(率+まるめ)		円	円	
				計			円	
3	(昼間) レール点検(交差点)	箇所	円	普通作業員	0.3 人 ×	円 =	円	当社制定策定歩掛 労務費×2%
				軌道工	0.3 人 ×	円 =	円	
				諸雑費(率+まるめ)		円	円	
				計	(10箇所当り)		円	
				(1箇所当りの単価)			円	
4	(夜間) 分岐器点検整備	組	円	普通作業員	0.3 人 ×	円 =	円	当社制定策定歩掛 労務費×2%
				軌道工	0.1 人 ×	円 =	円	
				諸雑費(率+まるめ)		円	円	
				計			円	
5	(昼間) 排水施設点検	箇所	円	普通作業員	0.4 人 ×	円 =	円	当社制定策定歩掛 労務費×2%
				軌道工	0.2 人 ×	円 =	円	
				諸雑費(率+まるめ)		円	円	
				計	(10箇所当り)		円	
				(1箇所当りの単価)			円	
6	(昼間) 曲線部摩耗測定	m	円	普通作業員	0.6 人 ×	円 =	円	当社制定策定歩掛 労務費×2%
				軌道工	0.3 人 ×	円 =	円	
				諸雑費(率+まるめ)		円	円	
				計	(100m当り)		円	
				(1m当りの単価)			円	
7	(昼間) 接続ブロック点検	箇所	円	普通作業員	0.1 人 ×	円 =	円	当社制定策定歩掛 労務費×2%
				軌道工	0.1 人 ×	円 =	円	
				消耗品費2%		円	円	
				計	(10箇所当り)		円	
				(1箇所当りの単価)			円	

諸経費補正率算出調書(軌道施設点検・保全業務)

1 共通仮設費率の補正

No	項目	内容	適用	備考
1	現場環境改善費	(1) 仮設備関係に係る費用	×	
		(2) 営繕関係に係る費用	×	
		(3) 安全関係に係る費用	×	
		(4) 地域連携に係る費用	×	
2	運搬費	(1) 建設機械器具の運搬等に要する費用	○	
		(2) 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬(直接工事費に計上)	×	
		(3) (1)、(2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	○	
		(4) 建設機械等の運搬基地	○	
3	準備費	(1) 準備及び後片付けに要する費用	○	
		(2) 調査・測量、丁張等に要する費用	○	
		(3) 準備として行う伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用	×	
		(4) (1)～(3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な費用	○	
4	事業損失防止施設費	(1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用	×	
		(2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用	×	
5	安全費	(1) 安全施設等に要する費用	○	
		(2) 安全管理等に要する費用	○	
		(3) (1)から(2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策に要する費用	○	
6	役務費	(1) 土地の借上げ等に要する費用	×	
		(2) 電力、用水等の基本料	×	
		(3) 電力設備用工事負担金	×	
7	技術管理費	(1) 品質管理のための試験等に要する費用	×	
		(2) 出来形管理のための測量等に要する費用	○	
		(3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用	○	
		(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用	×	
8	営繕費	(1) 現場事務所、試験室等の営繕に要する費用	×	
		(2) 労働者宿舎の営繕に要する費用	×	
		(3) 倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用	○	
		(4) 労務者の輸送に要する費用	○	
		(5) 上記(1)～(3)に係る土地・建物の借上げに要する費用	×	
		(6) 監督員詰所及び火薬庫の営繕に要する費用	×	
		(7) (1)～(6)に掲げるもののほか工事施工上必要な営繕に要する費用	×	
適用項目による補正		31項目中13項目適用 13/31=0.41935⇒ 41.94%		41.94%
施工地域等の補正		大都市補正(道路維持工事)		1.5

2 現場管理費率の補正

No	項目	内 容	適用	備考
1	労務管理費	(1)募集及び解散に要する費用	○	
		(2)慰安、娯楽及び厚生に要する費用	○	
		(3)直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用	○	
		(4)賃金以外の食事、通勤等に要する費用	○	
		(5)労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用	○	
2	安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用	○	
3	租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課	○	
4	保険料	(1)自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料は除く)	○	
		(2)工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険の保険料	○	
		(3)その他の損害保険の保険料	○	
5	従業員給料手当	現場従業員の給料、諸手当及び賞与	○	
6	退職金	現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額	○	
7	法定福利費	現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額	○	
8	福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用	○	
9	事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考書等の購入費	×	
10	通信交通費	通信費、交通費及び旅費	△	0.5計上
11	交際費	現場への来客等の対応に要する費用	×	
12	補償費	工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補償費。	△	0.5計上
13	外注経費	工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費	×	
14	工事登録等に要する費用	工事实績等の登録等に要する費用	×	
15	動力・用水光熱費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用	×	
16	公共事業労務費調査に要する費用		×	
17	雑費	1～16までに属さない諸費用	○	
適用項目による補正		23項目中16項目適用 16/23=0.69565 ⇒ 69.57%		69.57 %
施工地域等の補正		大都市補正(道路維持工事)		1.2

3 一般管理費率の補正

No	項目	内容	適用	備考
1	役員報酬	取締役及び監査役に対する報酬	○	
2	従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与	○	
3	退職金	退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金	○	
4	法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額	○	
5	福利厚生費	本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用	○	
6	修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等	○	
7	福利厚生費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費	○	
8	通信交通費	通信費、交通費及び旅費	○	
9	動力、用水光熱費	電力、水道、ガス、薪炭等の費用	△	0.5計上
10	調査研究費	技術研究、開発等の費用	△	0.5計上
11	広告宣伝費	広告、公告、宣伝に要する費用	○	
12	交際費	本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用	○	
13	寄付金		○	
14	地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料	○	
15	減価償却費	建物、車輛、機械装置、事務用備品等の減価償却額	○	
16	試験研究費償却	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額	×	
17	開発費償却	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額	×	
18	租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課	○	
19	保険料	火災保険その他の損害保険料	○	
20	契約保障費	契約の保障に必要な費用	×	
21	雑費	電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用	○	
	適用項目による補正	21項目中17項目適用 $17/21=0.80952 \Rightarrow 80.95\%$		80.95 %
	前払金に対する補正	計上しない		0.0%
	契約保証に係る補正	補正しない		0.0%

4 業務委託費算出(諸経費の算出)

直接業務費				
	通常経費	補正率	補正值	補正後
共通仮設費率				
現場管理費率				
一般管理費率				

共通仮設費率	直接業務費			
	工種区分: 道路維持工事			
	共通仮設費率			
	共通仮設費率	補正率		補正共通仮設費率
	補正			

現場管理費率	純業務費			
	工種区分:			
	現場管理費率			
	現場管理費率	補正率		補正現場管理費率
	補正			

一般管理費率	業務原価			
	一般管理費率			
	一般管理費率	補正率		補正一般管理費率
	補正			

直接業務費	
共通仮設費率	
共通仮設費	
純業務費	
現場管理費率	
現場管理費	
業務原価	
一般管理費率	
一般管理費	
業務価格	
消費税率	
消費税相当額	
業務委託価格	